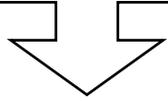


# 「茨城をたべよう」シンボルマークを使いたいときは？

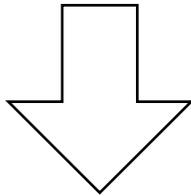
## 商品に使用したい場合（管理規程第3条）

- ① 県内で生産されている農林水産物
- ② ①を使って製造・販売される加工品
- ③ ①②を梱包する資材



### 【提出書類】

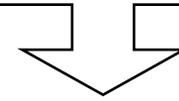
- ・ 使用許可申請書（様式第1号）
- ・ マークを使用する箇所がわかるもの（商品外観の写真等）
- ・ ①②を使用している県産品の産地を証明できるもの



茨城県販売流通課から、  
使用許可通知（様式第2号）が送付される。

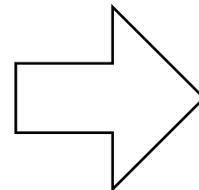
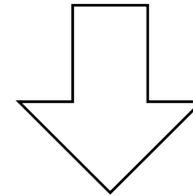
## 商品以外に使用したい場合（管理規程第7条）

- ① 県産農林水産物をPRするサービス（役務）
- ② 商品の宣伝目的で広告・チラシ等に掲載
- ③ 報道・広報目的で新聞等に掲載



### 【提出書類】

- ・ 使用届出書（様式第7号）
- ・ 完成品を1部提出すること。  
※原本が難しい場合は、コピーやデータでの提出も可。



マークの使用！



# 「茨城をたべよう」シンボルマークの使用期限が近づいたら **(商品に使用した場合のみ)**

使用を終了する



## 【提出書類】

- ・使用実績報告書（様式第3号）
- ・商品の写真（陳列状況），チラシ，パンフレットなど，シンボルマークの使用状況がわかるもの

※商品以外に使用した場合（管理規程第7条）、実績報告は不要です。

使用期間を更新して，引き続き使用したい



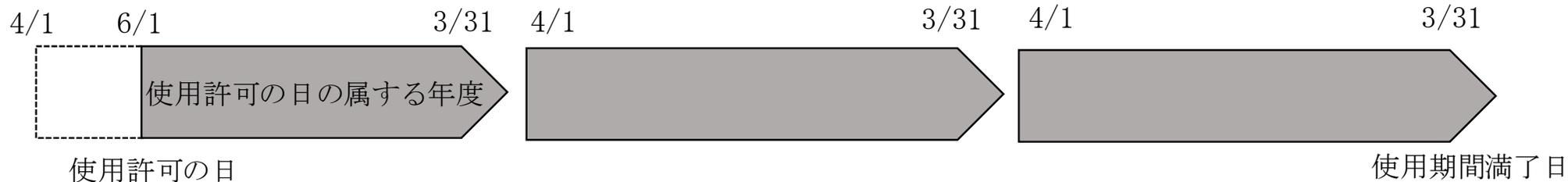
## 【提出書類】

- ・使用許可更新申請書（様式第4号）
- ・商品の写真，チラシ，パンフレットなど，シンボルマークの使用状況がわかるもの
- ・商品デザインが前回と異なる場合は，その変更点がわかるもの（パンフレット，チラシ，商品写真等）

**使用期間満了日の30日前までに提出する。**

※使用期間満了日については、使用許可通知（様式第2号）に記載されています。

【参考】使用期間（使用許可の日の属する年度から2年後の年度末）



# 「茨城をたべよう」シンボルマークの使用上の注意



シンボルマークをつぶしたり、変形させたりしない。



別の図案やロゴと組み合わせない。



シンボルマークを分解しない。



不明瞭な表示をしない。



指定の配色以外を使用しない。

※指定の配色を使用できない事情がある場合は、事前に茨城県販売流通課にご相談ください。

## 【問い合わせ、提出先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
茨城県営業戦略部販売流通課 企画広報グループ  
TEL：029-301-3945 / FAX：029-301-3969  
Mail：hanryu4@pref.ibaraki.lg.jp  
※電子申請・届出サービスでも受け付けています。

## こんなときはどうしたらいいの？

質 問	回 答
自社商品 A のパッケージにシンボルマークを使用し、A を宣伝するためにシンボルマークを入れたチラシを作りたい。この場合、使用許可申請書と使用届出書の 2 枚を提出するのか。	使用許可申請書（様式第 1 号）を提出してください。 <b>商品 A に対するシンボルマークの使用期間内</b> であれば、 <b>商品 A を宣伝するためのチラシ</b> にシンボルマークを使うための使用届出書（様式第 7 号）は不要です。
団体甲が、団体乙と団体丙との共催により事業を実施し、そこでシンボルマークを使用したいときは、誰が申請したらよいか。	原則として <b>主催団体</b> （団体甲）が必要書類を提出してください。ただし、必要に応じて、共催団体（団体乙や団体丙）による提出も可能です。
販売店 B は、商品製造を会社 C に委託し、その商品にシンボルマークを使用したい。どちらの会社が申請すべきか。	<b>販売者と製造者が異なる場合</b> は、その商品を消費者に提供する役割を持つ「 <b>販売者</b> 」（販売店 B）が、使用許可申請書（様式第 1 号）を提出してください。
シンボルマークとロゴ（茨城をたべよう）の位置を入れ替えることは可能か。また、フルカラーで印刷せず、黒一色刷りにすることは可能か。	図形の配置変更（横並び、上下入替え等）及び指定配色以外で使用したい場合は、事前に茨城県販売流通課にご相談ください。
販売店 D では、頻繁に県産食材を使った商品を開発しており、シンボルマークを使用したい。その都度使用許可申請書を提出する必要があるか。	<b>シンボルマークを頻繁に使用する場合、カテゴリーで申請書を提出</b> してください。（例えば、惣菜、梱包資材、広報誌等）ただし、使用期間は定められていますのでご注意ください。